

公の施設の指定管理者における業務状況評価

令和7年6月18日

施設名	宇佐漁港プレジャーボート等保管施設	所管課	水産振興部漁港漁場課
-----	-------------------	-----	------------

1 施設の概要

指定管理者名	高知県漁業協同組合	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
施設所在地	土佐市宇佐町宇佐及び須崎市浦ノ内下中山(宇佐漁港区域内)		
事業内容	1 施設の利用の許可に関する業務 利用許可、既許可事項の変更許可、許可に関する条件附加、許可の取消し、申請指導等 2 利用料金の収受に関する業務 利用料金の徴収、利用料金の制定、利用料金の減免及び還付 3 施設の維持管理に関する業務 施設の定期的な巡視点検、損傷箇所の修繕又は応急対応、施設周辺の清掃美化等 4 施設の運営管理に関する業務 船舶係留場所の配置選定、陸上保管施設の開閉時間等の調整等 5 県、関係機関、地元漁業者との連絡、調整 放置船の確認、県及び関係機関への連絡、利用者からの苦情処理等		
施設内容	○ 面積、施設・設備名、定員、開館時間、休館日、主な料金など 1 施設区分 (1) 水域係留施設…施設所在地区名・施設数・係留可能隻数 橋田(2施設55隻)、新町(5施設115隻)、福島(2施設52隻)、塩浜(6施設21隻)、灘(11施設124隻)、井尻(2施設49隻)、竜(1施設2隻)、荻浜(2施設30隻)、宇津賀(2施設9隻)、堂ノ浦(1施設10隻)、入戸(1施設8隻)、白鷺(1施設4隻) 計12地区、36施設、479隻 (2) 陸上保管施設…施設所在地区名・施設数・保管可能隻数 橋田(1施設100隻) 2 利用料金区分…月額 (1) 水域係留施設 ① 係船環A(21施設) 船長6m未満…2, 725円 船長6m以上…3, 325円 ② 係船環B(8施設) 船長6m未満…1, 725円 船長6m以上…2, 125円 ③ 係船環C(5施設) 船長6m未満… 500円 船長6m以上… 600円 ④ 浮き棧橋(2施設) 船長6m未満…3, 725円 船長6m以上…4, 325円 (2) 陸上保管施設 ① 船舶保管施設(1施設)…1隻の船長1フィートあたり…510円 ※当該利用料金額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。 1月未満及び1フィート未満の端数については、1月及び1フィートとして計算する。		
職員体制	常勤職員: 4人	パート職員: 3人	合計: 7人

2 収支の状況

単位:千円

		令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
収入	県支出金	0	0	0
	使用料・手数料	16,582	15,423	15,400
	その他	0	0	0
	収入計 (a)	16,582	15,423	15,400
支出	事業費	0	0	0
	管理運営費	3,968	3,863	3,944
	人件費	10,802	10,660	10,556
	その他	900	900	900
	支出計 (b)	15,670	15,423	15,400
収支差額 (a)-(b)		912	0	0

3 利用状況

	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(目標)
①年間利用船舶数 (年度末許可隻数)	337	328	330
②利用者意見等の反映	○ 利用者アンケート等の実施状況(時期・方法・回答数・調査結果等) 受付窓口、現場職員への申し出、電話による苦情等、日頃のやりとりの中で、指定管理業務に関する要望等を受け付けている。 (県漁港漁場課のHPでも宇佐プレジャーボート等保管施設に関する意見を寄せることができるようにしている。)		
	○ 利用者意見等を踏まえた対策 船の操作等に習熟していない利用者が増えつつあるため、アンカーロープの点検などの係留方法を注意喚起のためのチラシを年度更新時の更新書類に同封する取組等を継続している。		
	○ その他		
③その他特記事項	利用者数については下記4の③に記載しているとおり、370隻程度(水域)が適正管理が可能な隻数。近年、許可隻数が減少傾向にあるので、係留隻数を増加させるための施設増は現実的ではない。		

4 令和6年度業務評価

項 目	状 況 説 明
①適正な管理運営の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・陸域保管施設の現場管理のため2名、水域係留施設の巡視のため1名の職員を雇用し、またトラブル等に対する漁協職員の応援体制も整っているため、仕様書どおりの業務が達成できている。 ・利用者に船舶の定期的な見回りや船舶変更時の届出義務を周知する通知を行っている。 ・利用許可の更新手続が遅延する者については手続を行うよう指導し、利用料の滞納者に対しては許可の取消を行うとともに、債権管理の適正化に努め、利用料の納期内納付を徹底させるよう指導している。
②利用者サービスの維持向上	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の定期的な巡視点検、損傷箇所の修繕又は応急対応、施設周辺の清掃美化、係留(保管)場所の配置選定、陸上保管施設の運営などの業務が達成できている。 ・自主事業は、陸上保管施設の船舶の上下架の補助を継続して実施し、利用者サービスに努めている。 ・係留している船舶浸水時の対応などを円滑に行い、他の利用者や漁業者に影響を及ぼさないよう努めている。
③利用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・現施設の係留可能隻数について、水域は370隻程度が適正管理が可能なレベル。ただし、船舶の大きさによっては係留困難な場合もあるため、配船位置の見直しなどの個別対応が必要。 ・水域及び陸域の合計許可隻数は平成30年度以降350隻台で推移していたが、令和5年度以降減少し、現在は320隻台で推移。
④収支の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度決算は収支差額ゼロで、令和7年度も同様となる見込み。 ・県への納付金(900千円)は期限内に納入されている。 ・未収金(現年及び過年分合計)は、令和4年度決算で859千円、令和5年度決算で906千円、令和6年度決算で1,266千円。現在、納付を促す文書の発行や中央西土木と連携して債権回収に努めている。
総合評価	目立ったトラブルはなく漁業者との調整がはかられており、円滑な運営ができています。
	B

【評価の目安】

- A: 仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの
 B: おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの
 C: 仕様書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの
 D: 管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの